

4/1から障がい者に関する 使用料等の減免が変わります

対象となる方は身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方です。

- ①身体障がい者など(介助者含む)が、一般開放時に個人で使用
または利用する場合……………10割減免
 - ②構成員の半数以上が障がい者である団体が使用する場合……………5割減免
- ※②に該当する団体のうち、公共施設使用料減免団体として未登録の場合は
障がい福祉課☎72・3194まで登録申請をしてください



▲制度の詳細・申請書の
入手はこちら

○：新たに適用するもの △：すでに適用されているもの ◇：減免内容を変更するもの —：該当なし

施設名	種別	①	②	問合せ
青葉公園	野球場	—	○	都市整備課☎72・3671
	庭球場(クレートコート)に限る	○	○	
	陸上競技場	○	○	
紅葉山公園、若葉公園、 花川南公園、樽川公園	野球場	—	○	都市整備課☎72・3671
	庭球場	○	○	
紅葉山南公園	庭球場	○	○	都市整備課☎72・3671
弁天歴史公園	楽山居	○	○	
花川北コミセン	運上屋ホール	○	○	広聴・市民生活課☎72・3143
	ホール	△	○	
	1階和室	△	○	
	1階工芸室	—	○	
	2階会議室、和室、視聴覚室、料理室	—	○	
花川南コミセン	陶芸窯	△	○	広聴・市民生活課☎72・3143
	アリーナ	△	○	
	1階会議室	—	○	
	1階浴室・談話室	△	—	
	2階多目的ホール	△	○	
	2階和室	—	○	
	2階料理室	—	○	
2階トレーニングルーム	△	—		
八幡コミセン	アリーナ	△	○	広聴・市民生活課☎72・3143
	小会議室	△	○	
	会議室	△	○	
	調理室	—	○	
	和室	△	○	
厚田総合センター	ホール	△	○	広聴・市民生活課☎72・3143
	集会室1号、2号	△	○	
	和室A、B	△	○	
望来コミセン「みなくる」	多目的ホール、多目的研修室、農村体験室、 農村加工実習室、多目的広場、物産コーナー	△	○	広聴・市民生活課☎72・3143
	パークゴルフ場・用具利用料金	○	—	
浜益コミセン「きらり」	多目的ホール、調理室、視聴覚室、集会室	△	○	広聴・市民生活課☎72・3143
集会所	会議室など	—	○	
総合保健福祉センター 「りんくる」	会議室	—	○	高齢者支援課☎72・7014
	調理実習室	—	○	
	視聴覚室	—	○	
	交流活動室	—	○	
	陶芸室・陶芸窯	—	○	
浜益保養センター	入館料・貸室料	◇	—	高齢者支援課☎72・7014
高齢者生きがい福祉施設	花川北憩いの家	○	—	
	横町寿の家または厚田憩いの家(浴室に限る)	○	—	

施設名	種別	①	②	問合せ	
スポーツ広場	ソフトボール場	—	○	スポーツ健康課 ☎72・6123	
	サッカー場	—	○		
多目的スポーツ施設 (サン・ビレッジいしかり)	アリーナ	○	○		
	ミーティングルーム	—	○		
	トレーニングルーム	○	—		
B&G海洋センター	アリーナ	△	○		
	トレーニングルーム	△	○		
	ミーティングルーム	—	○		
	プール	△	○		
浜益スポーツセンター	アリーナ	△	○		
緑苑台パークゴルフ場	パークゴルフ場・用具利用料金	○	—		
市民プール	プール	○	—		
	多目的ホール	○	○		
花川北保健センター	健康増進室	○	○		健康推進課 ☎72・6124
	リハビリ室	—	○		
	検診室	—	○		
あいロードパーク	キャンプ場	○	—	観光課 ☎72・3167	
	地場産品体験コーナー	—	—		
	屋内スペース、屋外スペース	—	—		
石狩浜海水浴場駐車場	駐車場(二輪車・普通車は①、 中型車・大型車は②を適用)	○ 障がい者が乗車 している場合	○ 2人以上の 障がい者が 乗車している場合		
川下海浜公園	駐車場(二輪車・普通車は①、 中型車・大型車は②を適用)	○ 障がい者が乗車 している場合	○ 2人以上の 障がい者が 乗車している場合		
市営住宅	駐車場(駐車場の使用者または 同居者が障がい者である場合)	○ 対象となる 障がい者を拡充	—		建築住宅課 ☎72・3144
学校施設	屋内体育館・グラウンド	—	○		スポーツ健康課 ☎72・6123
	双葉小学校:陶芸室および陶芸窯	○	○		社会教育課 ☎72・3173
	紅南小学校:会議室、和室、音楽室、 多目的室	○	○		
	緑苑台小学校:音楽ホール、多目的室、 家庭科実習室、コンピュータ室、 創作室、和室、図書室、陶芸窯	—	○		
市民図書館	研修室1・研修室2・研修室3	○	○	市民図書館 ☎72・2000	
	視聴覚ホール	○	○		
公民館	第1、第2、第3、第4または第5研修室	○	○	社会教育課 ☎72・3173	
	視聴覚室	○	○		
	実習室	○	○		
	多目的ホール	○	○		
公民館美登位分館	和室AまたはB	○	○		
	研修室	○	○		
	調理室	○	○		
高岡ふれあい研修センター	アリーナ	○	○		
	研修室A、B、CまたはD	○	○		
	調理室	○	○		
北生振ふれあい研修センター	ホール	○	○		
	研修室A、BまたはC	○	○		
	調理室	○	○		
五の沢ふれあい研修センター	研修室A、BまたはC	○	○		
	調理室	○	○		
生振ふれあい研修センター	ホールAまたはB	○	○		
	研修室A、BまたはC	○	○		
	調理室	○	○		
	陶芸室・陶芸窯	○	○		
美登位創作の家	創作棟A、B、CまたはD	○	○		
	宿泊棟AまたはB	○	○		
いしかり砂丘の風資料館		○	—	文化財課 ☎62・3711	
はまます郷土資料館		○	—		